

台湾情報誌

交流

2021年5月 vol.962

公益財団法人 日本台湾交流協会
Japan-Taiwan Exchange Association

香港の経済情勢と台湾



教育部及び日本台湾交流協会共催、「日台防災教育実務経験交流フォーラム」

交流

2021年5月
vol. 962

目次

CONTENTS

失われた自由と国際金融センター・香港の将来……………	1
(水村太紀)	
連載「台湾と繋がる地域産業～地場産業クラスターや地域企業の事例から」	
第8回：日台企業アライアンスによる新産業の創出～一般社団法人九州ニュー ビジネス協議会と株式会社九電工の取り組み……………	9
(福岡賢昌・根橋玲子)	
台湾ビジネスアドバイザーコラム 第3回	
台湾駐在時代の想い出……………	12
(新子実)	
片倉佳史の台湾歴史紀行 第二十回	
「台湾鉄路」の黎明期～領台初期の鉄道事情……………	14
(片倉佳史)	
日台若手研究者共同研究事業研究成果報告（国際法グループ）……………	21
(萬歳寛之)	
日本台湾交流協会事業月間報告（4月実施分）……………	26

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

●● 日本台湾交流協会について ●●

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員の多くも国等からの出向者が勤めています。

●● 表紙写真 ●●

2021年4月14日（水）、国家図書館国際会議庁において、教育部及び当協会の共催により日台防災教育実務経験交流フォーラムが開催されました。本フォーラムには、日台双方の防災教育専門家らが参加し、現状や課題について報告し、意見交換を行いました。

失われた自由と国際金融センター・香港の将来

日本台湾交流協会台北事務所¹ 渉外室専門調査員

水村太紀

1 はじめに

後世の人々が過去を振り返った時に、2019年から2021年の2年間というのは、現代香港史における大きな転換点として認識されることになるだろう。

かつて150年以上にわたって英国の植民地であった香港は、1997年7月1日に中華人民共和国に返還されて以降、英中共同声明の保証する「一国二制度」の枠組みの下で、言論の自由や報道の自由、ストライキの権利など、中国本土では制限された様々な権利が認められてきた。香港の書店には、中国政府内部の権力闘争や指導者のスキャンダルを批判的に取り上げる書籍が並び、こうした「発禁本」は中国本土から香港を訪れる観光客の間で高い人気を博していた。さらに、中国本土とは異なる資本規制や税制優遇措置が適用される香港は、世界的な国際金融センターとして、中国市場を狙う多くの外国人投資家を引きつけてきた。香港島の金融街である中環（セントラル）には、香港上海銀行（HSBC）やスタンダードチャータード銀行といった英国系金融機関のみならず、世界中の金融機関が拠点を置き、優秀な人材や莫大な富が香港に集まってきた。

それゆえ、香港人の特徴を語る上では歴史的に、「香港人は金儲けにしか興味がなく、政治に関心がない」という言い方が常套句とされてきた。しかし、香港人の政治に対する関心は近年、急速に高まりを見せている。2003年には国家分裂行為を禁じる「国家安全条例」に反対する50万人デモ、2011年には中国国民としての愛国心を育成する「国民教育」に反対する教師や学生、保護者による大規模デモが発生し、いずれも香港政府は撤回に追い込まれることになった。2014年には、中国の全国人民代表大会が2017年の行政長官選挙

で民主派の立候補を事実上排除する決定を行ったことに反発する学生や市民が民主化を求め、授業のボイコットや金融街の占拠を行う「雨傘運動」が発生した。だが、長期間にわたる金融街の占拠は一般の香港市民の反感を買い、デモは次第に沈静化していった²。

2019年には、刑事事件の容疑者の身柄を中国本土に引き渡せるようにする、「逃亡犯条例」の改正案に抗議する大規模デモが発生した。6月3日に行われた3度目のデモには、香港の人口の約7分の1にあたる103万人が参加したとされ、警察とデモ隊との衝突が世界中のメディアで大きく報じられた。また、この反逃亡犯条例改正デモの影響を受けて、台湾では民衆の対中警戒感が高まり、当初劣勢と言われていた民進党の蔡英文政権が2020年1月の台湾総統選挙・立法委員選挙で勝利した一因にもなったと言われている。その後、新型コロナウイルスの影響によって香港の抗議活動は下火となったが、中国政府は2020年6月に香港国家安全維持法（以下、香港国安法）の施行によって香港の民主化運動を無力化させ、2021年3月には「愛国者が香港を統治する」という原則に基づく選挙制度改革が行われた³。このような香港を巡る最近の一連の変化について、各国のメディアは「香港の一国二制度が崩壊した」というキャッチーな見出しを付け、盛んに報道してきた。しかし、一国二制度が本当に「崩壊」したのだとすると、今後の香港は果たして中国の地方都市と完全に同様の扱いを受けることになってしま

1 本稿は当協会の公式見解を示すものではなく、また政治的な立場を示すものでもない。また、本稿中の人物の組織名・肩書きは当時のものである。

2 倉田徹「返還後20年の香港政治：中国と香港の巨大な変化」『立教法学』第98号、2018年。

うのだろうか。

本稿では、香港国安法及び選挙制度改革の内容を概観した上で、中国政府が今後、香港を政治的・経済的にどのような都市に作り変えようとしているのかを考察していく。元々、中国共産党は香港の「一国二制度」を兩岸統一後の台湾にも適用する構想を持っており、その意味で、香港には台湾に向けた「一国二制度のショーウィンドー」としての役割が期待されていた。だが、反逃亡犯条例改正デモを受けて施行された香港国安法や選挙制度改革によって、香港の「一国二制度」のあり方は大きく傷つけられてしまっている。こうした中で、香港国安法と選挙制度改革が香港に与える影響と国際金融センターとしての香港の将来を考察することは、今後の兩岸関係を考える上でも大きな意義を持つと思われる。

2 香港国家安全維持法と選挙制度改革

2-1 香港国家安全維持法

香港国安法は、極めて異例な立法手続きによって決められていった。香港の憲法と言える香港特別行政区基本法（以下、香港基本法）は第23条で、「香港特別行政区は国に対する謀反、国家を分裂させる行為、反乱を扇動する行為、中央人民政府の転覆、国家機密窃取のいかなる行為も禁止し、外国の政治組織・団体が香港特別行政区内で政治活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治組織・団体が外国の政治組織・団体と関係を持つことを禁止する法律を自ら制定しなければならない」と定めている⁴。これに従えば、本来は香港政府が自ら「香港国家安全維持法案」を作成し、香港立法会での審議を経て、これを可決させる必要がある。ところが、中国政府は香港基本法第18条の例外規定に基づき、5月22日から28日にかけて開かれた全国人民代表大会（全人代）で香港国安法を制定する決定を行い、全人代常務委員会の審議を経て、6月30日に同法を制定・施行させてしまった。また、「中華人民共和国立法法」においても、通常2ヶ月に1回開催される全人代常務委員会で原則3回の審議を行い（第29条）、

立法過程において少なくとも30日間条文を公開した上で、パブリックコメントにかけることになっており（第37条）、これほど短期間の審議で法案を可決させるというのは、中国自らの立法手続きをも無視したということになる⁵。中国政府による強引なやり方に反発して、香港の弁護士会である香港大律師公会は7月1日、香港国安法は『（香港）基本法』及び『英中共同声明』が約束した香港特別行政区における高度の自治を損ない、司法の独立や基本的人権と自由の保障、香港当地に与えられた行政権・立法権を含む、一国二制度をつなぎ止める基盤を弱体化させた」という非難声明を発表した⁶。

香港国安法の具体的な内容について見ていくと、同法は「国家分裂」、「政府転覆」、「テロ活動」、「外国勢力と結託し国の安全に危害を加える行為」の4つを処罰の対象とし、最高刑を無期懲役とし

3 James Pomfret, Clare Jim, "China's electoral reform 'earthquake' set to upend Hong Kong politics," REUTERS, 2nd Mar. 2021,

<https://www.reuters.com/article/us-hongkong-politics-electoralreform-idUSKCN2AU0C2> (Last accessed 26th April 2021)

4 「中華人民共和国香港特別行政区基本法」、国家法律法規數據庫。

<https://flk.npc.gov.cn/detail.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY1YzY2ODAxMzE%3D> (Last accessed 26th April 2021)

5 「中華人民共和国立法法」、国家法律法規數據庫。

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3ODNmYzA3Njc%3D> (Last accessed 26th April 2021)

「中華人民共和国全国人民代表大会組織法」、国家法律法規數據庫。

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3N2U3NWY4ODAxNzgyNDE4MzMwNTNjNTY%3D> (Last accessed 26th April 2021)

松田康博「新型コロナウイルス感染症と中国の対外関係悪化過程」『国際問題』No.694、2020年。

6 香港大律師公會「香港大律師公會就《中華人民共和國香港特別行政區維護國家安全法》的聲明」、2021年7月1日。

<https://www.hkba.org/sites/default/files/20200701%20-%20HKBA%20Statement%20on%20the%20HKSAR%20National%20Security%20Law%20%28C%29.pdf> (Last accessed 26th April 2021)

た。また、同法に基づいて、中国政府直属の治安機関である「国家安全維持公署」が新設され、行政長官をトップとする「国家安全維持委員会」の監督・指導や、香港における情報収集・分析が行われることになった。さらに、香港国安法第38条では、「香港特別行政区の永住者の身分を備えない人が香港特別行政区外で香港特別行政区に対し、本法に規定する犯罪を実施した場合は、本法を適用する」と規定され、外国人も同法による取締りの対象となることが明記された⁷。

5月の全人代で香港国安法の導入が決定されたことを受け、英国、米国、カナダ、オーストラリアの4カ国は、「中国の決定は、法的拘束力を持ち、国連にも登録されている英中共同声明に基づく国際的な義務に直接抵触」し、「国家安全法は一国二制度の枠組みを弱体化させる」として、中国政府を非難する共同声明を発表した⁸。6月30日に中国政府が香港国安法の施行に踏み切ると、英国のボリス・ジョンソン首相は、英中共同声明への「明白で深刻な違反」として、「英国海外市民（BNO）」旅券の保持者約35万人と、同旅券の申請資格を有する人約250万人を念頭に、英市民権を付与する道筋をつける意向を表明した⁹。その一方で、香港に拠点を置く英国系金融機関は香港国安法への賛意を相次いで示していった。中国国営メディアなどから、同法への支持を明らかにしていないと非難されていた香港上海銀行（HSBC）は¹⁰、6月3日に中国のSNS「微信（ウィーチャット）」上で、「一国二制度の原則の下、香港の社会秩序を安定させ経済繁栄につながる全ての法律を尊重し支持する」と表明した。また、スタンダードチャータード銀行も同日、香港国安法について「香港の経済と社会安定の長期的な維持に資すると信じている」との声明を発表した¹¹。

香港国安法施行直後の7月1日、香港警察は香港独立を主張する旗を掲げた男1名を含む男女10人を、香港国安法違反の容疑で逮捕した¹²。また、2021年1月6日には、民主派の立法会前議員や区機会議員、米国人弁護士1名など計53名が、同法の規定する「政権転覆」を犯した容疑

で逮捕された。彼らについては、2020年9月に予定されていた立法会選挙に向けて、候補者を絞り込むために民主派が7月に予備選挙を行ったことが、香港国安法違反に該当するとされ、同法施行以来、最大規模の摘発となった¹³。香港国安法施行を受けて、英国や米国、台湾などに移住する香港人は急激に増加し、2020年に台湾の短期居留許可を取得した香港市民は、前年の2倍近い10,813人に上った。

7 「中華人民共和国香港特別行政区維護国家安全法」、国家法律法規數據庫。

<https://flk.npc.gov.cn/detail.html?ZmY4MDgwODE3Mm1lZjI0ZjAxNzMwOTQxNzRkZTI1MWU> (Last accessed 26th April 2021)

8 “China violating int’l commitments, say UK, US, Canada and Australia, as London seeks to extend BNO passport privileges,” AFP. 29th May. 2020.

<https://hongkongfp.com/2020/05/29/china-violating-intl-commitments-says-uk-us-canada-and-australia-as-london-seeks-to-extend-bno-passport-privileges/> (Last accessed 26th April 2021)

9 服部正法、河津啓介「英首相が国安法批判『明確で深刻な違反』香港市民に市民権付与の意向 中国は報復示唆」『毎日新聞』、2020年7月2日。

<https://mainichi.jp/articles/20200702/k00/00m/030/203000c> (Last accessed 26th April 2021)

10 Simon Clark, Jing Yang, Margot Patrick, “Behind HSBC’s Rare Foray Into Politics Over Hong Kong Global lender that relies heavily on the city for profits backed China’s controversial proposed security law”, The Wall Street Journal, 8th June. 2020.

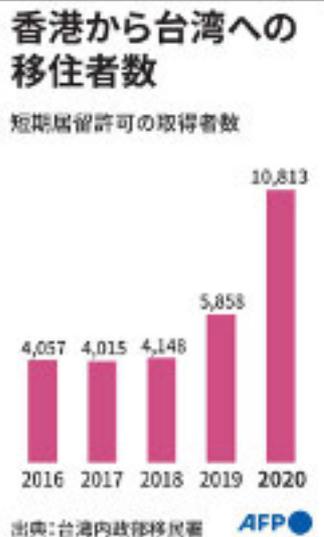
<https://www.wsj.com/articles/hsbcs-decision-to-side-with-china-over-hong-kong-was-a-year-in-the-making-11591624786> (Last accessed 26th April 2021)

11 篠崎健太「香港国家安全法を支持 英HSBCとスタンダード銀」『日本経済新聞』、2020年6月5日。

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO60000730U0A600C2EE9000/> (Last accessed 26th April 2021)

12 “Hong Kong: First arrests under ‘anti-protest’ law as handover marked,” BBC. 1st July. 2020.

<https://www.bbc.com/news/world-asia-china-53244862> (Last accessed 26th April 2021)



【図：香港から台湾への移住者数¹⁴⁾】

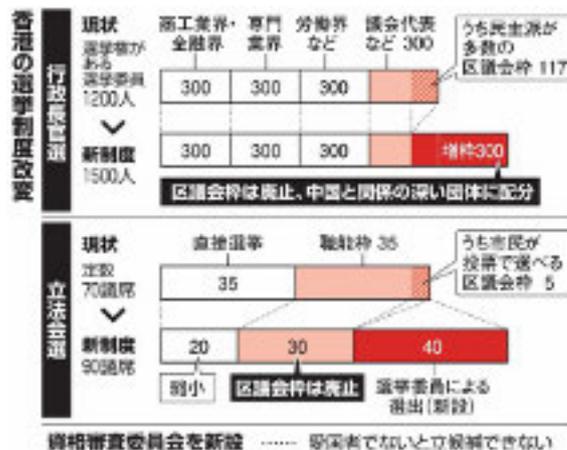
2-2 選挙制度改革—「愛国者による香港統治」

2021年2月22日、中国政府で香港政策を担当する夏宝龍・國務院香港マカオ事務弁公室主任は、「愛国者による香港統治」を徹底させるため、香港の選挙制度を「より完全なものにする」必要性について言及した。林鄭月娥（キャリー・ラム）行政長官も同日、「愛国者による統治は当然で必要なことだ。特定の政治グループ抑圧を狙ったものではない」と述べ、夏宝龍の発言に賛意を示した¹⁵⁾。その後、3月5日から11日にかけて開催された全国人民代表大会（以下、全人代）では、香港の選挙制度を改革する決定が、賛成 2895 票、反対 0 票、棄権 1 票で採択され、30 日の全人代常務委員会で、選挙制度改革案が全会一致で採択された。

新たな制度では、行政長官を選出する選挙委員会の定員が 1,200 から 1,500 に拡大された一方、民主派が多数を占める区議会枠は廃止され、増加分の議席は中国と関係の深い団体に配分されることになった。また、立法会については、議員定数が現状の 70 から 90 に増やされた一方で、各 35 議席あった直接選挙枠と職能枠がそれぞれ 20 議席、30 議席に減らされた。選挙委員会と同じく区議会枠は廃止され、残り 40 議席は選挙委員会によって選出されることになった。加えて、候補

者が「愛国者」であるか否かを新設する「資格審査委員会」が新設されることになり、「愛国者」と見なされない民主派候補が立候補するハードルが一層引き上げられた。なお、立法過程においては、香港国安法と同様に異例の手続きが取られた。通常 2 ヶ月に 1 回開催される全人代常務委員会が、今回は前回から約 1 ヶ月後に開かれ、改正案などを審議するにあたっては、「中華人民共和国立法法」で原則 2 回の審議が必要とされているにもかかわらず、例外規定が適用され、1 度の審議しか行われなかった（第 30 条）¹⁶⁾。

全人代常務委員会で香港の選挙制度改革案が可



【図：香港の選挙制度改革概要¹⁷⁾】

- 「香港国安法、最大規模の摘発 民主派 53 人、「政権転覆」疑い—米国人も逮捕か」『時事通信』、2021 年 1 月 6 日。
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021010600840&g=int> (Last accessed 26th April 2021)
- 「香港から 1 万人以上が台湾移住、2020 年 前年のほぼ 2 倍」『AFP 通信』、2021 年 2 月 4 日。
<https://www.afpbb.com/articles/-/3330110> (Last accessed 26th April 2021)
- 木原雄士「香港選挙制度「見直し必要」 中国の政策責任者が明言」『日本経済新聞』、2021 年 2 月 22 日。
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM223G20S1A220C200000/> (Last accessed 26th April 2021)
- 「中華人民共和国立法法」、国家法律法規データベース。
<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3ODNmYzA3Njc%3D> (Last accessed 26th April 2021)

決されたことを受け、米 국무省の報道官はロイター通信社の取材に対して、「香港選挙制度の変更は香港の人々の意思に反し、香港市民の自らの統治に関する発言権を否定するもので、私たちは深く懸念している」と回答した¹⁸。台湾でも、邱垂正・大陸委員会副主任委員が「台湾と全ての民主主義国家は皆ひとしく心を痛めている。台湾の民主主義を愛する台湾の人々も、香港の痛ましい教訓を心に刻みつけ、今後中国大陸が台湾に対して武力統一を仕掛けるのではないかと警戒心を高めていることだろう」とのコメントを発表した¹⁹。

以上の流れを振り返ると、中国及び香港の立法プロセスを踏みにじる形で実施された香港国安法と選挙制度改革によって、香港の繁栄を支えてきた「一国二制度」の根幹となる、法の支配や基本的な人権、言論の自由の保障といった、政治面における高度の自治が大きく損なわれてしまった様子が見て取れる。一方で、香港を語る上では、政治的な高度の自治のみならず、国際金融センターとしての側面も欠かすことができない。次章では、香港国安法や選挙制度改革といった一連の措置が、国際金融センターとしての香港のあり方になどどのような影響を及ぼすことになるかを考察していく。

3 国際金融センターとしての香港

3-1 米中デカップリングの動き

香港国安法の施行を受けて、米国は矢継ぎ早に金融制裁措置を発動した。2020年7月には「香港自治法」が成立し、香港の自治を侵害した当局者の資産凍結やビザの発給停止といった制裁が課されたほか、制裁対象の当局者と取引した金融機関にも制裁が課されることになった²⁰。同年8月には、香港の自治を脅かした疑いで、林鄭月娥（キャリー・ラム）行政長官や主要閣僚ら11人の米国内の資産が凍結され、米国の管轄範囲での取引などが禁止された²¹。バイデン政権発足後の2021年3月にも、香港の選挙制度改革が香港の自治を損ねたとして、米国内務省は中国と香港の当局者24人を制裁対象として特定した²²。

さらに、米中貿易戦争の中で、米国は自国の投資家による対中国企業投資の規制を強化していった。2020年5月13日、米国連邦政府職員の退職年金基金を運営する連邦退職貯蓄投資理事会（FRTIB）は、運用商品の一部ファンドのベンチマークを、中国企業の株式を含むMSCIに改める計画を中止し、11月にはトランプ大統領が、中国人民解放軍と関係があると認定された中国企業31社に対する米国人による証券投資を禁止する大統領令に署名した。これを受けて、MSCIやFTSEといった指数算出会社も、中国の軍事関連企業が発行する証券を指数から除外することを発表していった。こうした投資規制はあくまでも中国企業をターゲットにしたものであるが、外国人投資家は香港市場を経由して中国本土の株式・債券に投資することが一般的であるため、香港市場もその影響から無縁であるわけではない²³。

17 奥寺淳、富名腰隆「香港民主派、政権に忠誠誓うか批判貫くか 選挙制度改革」『朝日新聞』、2021年3月30日。

https://www.asahi.com/articles/ASP3Z6X6DP3ZUHB101V.html?iref=pc_photo_gallery_bottom (Last accessed 26th April 2021)

18 「米、中国による香港選挙制度変更を非難」『ロイター』、2021年3月30日。

<https://www.reuters.com/article/hongkong-security-usa-idJPL4N2LS5JQ> (Last accessed 26th April 2021)

19 邱琮皓「陸人大修改香港選制 陸委會喊痛心」『工商時報』、2021年3月31日。

<https://ctee.com.tw/livenews/jj/ctee/B03004002021033110541607> (Last accessed 26th April 2021)

20 中村亮「米で香港自治法が成立 中国の金融機関制裁が可能に」『日本経済新聞』、2020年7月15日。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61524190V10C20A7MM0000/> (Last accessed 26th April 2021)

21 「米財務省、香港政府の行政長官や主要閣僚ら11人を制裁対象に指定」『JETRO ビジネス短信』、2020年8月12日。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/08/c1d42d702e59748e.html> (Last accessed 26th April 2021)

22 James Griffiths, “US sanctions 24 Hong Kong and Chinese officials ahead of Blinken meeting with Beijing,” CNN, 17th March 2021,

US sanctions 24 Hong Kong and Chinese officials ahead of Blinken meeting with Beijing - CNN (Last accessed 26th April 2021)

さらに、香港政府の調査によると、2020年6月時点の香港における外資系企業の数、リーマンショックが発生した2009年以来、11年振りに減少に転じた。業種別に見ると、「金融・銀行」が52社減、「保険」が24社減と、金融関係の撤退が目立った。外資系企業の職員の数についても、前年より1万人少ない48万3,000人となった²⁴。また、在香港日本国総領事館とJETRO香港事務所、香港日本人商工会議所が2021年1月に香港の日系企業を対象に実施したアンケート調査では、香港国安法について「大いに懸念している」(9.4%)または「懸念している」(45.0%)とする回答が、全体の54.4%に上った²⁵。

こうした不安から、同じ国際金融センターであるシンガポールなどに香港の役割が奪われてしまうのではないかという声も上がっているが、そうした可能性は少ないと見るべきである。通貨取引量で見ると、香港は英国、米国、シンガポールに次ぐ規模に過ぎないが、シンガポールがASEAN各国など複数通貨の取引に優位性を保つのに対して、香港は世界の人民元取引量の30%を誇っており、それぞれの都市が優位性を持つ分野が異なることを踏まえると、香港の持つ国際金融センターとしての地位が容易にシンガポールに代替されるとは考えにくい。さらに、外国人投資家の中国本土への投資窓口としても、香港は他の国際金融センターにはないアドバンテージを有している。従来、中国政府は資本市場の対外開放に慎重な態度を取っており、中国国家外貨管理局からQFII(適格外国機関投資家)やRQFII(人民元適格外国機関投資家)²⁶の認定を受けた一部の外国機関投資家だけが、一定の範囲内で中国A株²⁷に投資することが認められてきた。しかし、当局への報告など煩雑な手続きが問題となったため、2014年11月にはストックコネクト、2017年7月にはボンドコネクトという、香港取引所を通じて中国本土の株・債券を相互に取引できる制度が誕生した²⁸。このように中国本土株・債券の金融取引の利便性が大きく向上した結果、新型コロナウイルスの感染拡大にもかかわらず、2020年末の

時点で海外投資家が保有する中国株は前年度比62%増の3兆4,000億元、中国債は前年度比47%増の3兆3,000億元に上った²⁹。こうした中国本土株・債券の取引の多くが香港市場を介して行われていることを踏まえると、香港は外国人投資家の対中国本土投資の拠点として、他の金融都市にはない特徴を持ち続けており、一連の政治的混乱が国際金融都市としての香港の優位性に与える影響は極めて限定的であると言えるだろう。

23 野木森稔「中国化が進む香港国際金融センター米中金融デカップリングと中国市場特化の可能性」『環太平洋ビジネス情報 RIM』、Vol.21 No. 80、2021年。

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/12402.pdf> (Last accessed 26th April 2021)

24 木原雄士「香港、米英企業の撤退進む 11年ぶり外資減、金融目立つ「司法の独立」に懸念」『日本経済新聞』、2020年12月5日。

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO67013650U0A201C2FF8000/> (Last accessed 26th April 2021)

25 在香港日本国総領事館、JETRO香港事務所、香港日本人商工会議所「第6回 香港を取り巻くビジネス環境にかかるアンケート調査(2021年1月)」。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/al1211c3d1c4dd5d/20200025.pdf (Last accessed 26th April 2021)

26 QFIIとは国内市場で海外投資家が取引することを制限している国において、例外的にその国の通貨で自由に取引することが認められている機関投資家、RQFIIとはオフショアで調達した人民元で本土の株式・債券へ投資を行うことができる機関投資家のこと(野村證券「証券用語解説集」)。

<https://www.nomura.co.jp/terms/japan/ki/qfii.html> (Last accessed 26th April 2021)

27 中国企業が本土内で中国人向けに発行する株式のこと。

28 野木森稔「中国化が進む香港国際金融センター米中金融デカップリングと中国市場特化の可能性」『環太平洋ビジネス情報 RIM』、Vol.21 No. 80、2021年。

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/12402.pdf> (Last accessed 26th April 2021)

29 Sofia Horta e Costa, Enda Curran, "China's Epic Battle With Capital Flows Is More Intense Than Ever," Bloomberg, 6th April 2021,

<https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-04-06/china-s-epic-battle-with-capital-flows-is-more-intense-than-ever> (Last accessed 26th April 2021)

3-2 中国本土との経済的統合

香港が依然として海外投資家を引きつけ続ける一方で、香港と中国が経済的に一体化する流れが近年、急速に進んでいる。香港証券取引所(HKEX)の時価総額に占める中国関連株の割合は、2011年時点では60%に満たなかったが、2020年には80%にまで上昇し、上場企業数に占める中国本土企業の割合も52%に達した³⁰。その背景には、米中貿易戦争のあおりで米国の株式市場における外国企業の新規上場基準が厳格化したことや、米国で上場している中国企業の排除が加速化したことを受けて、香港証券取引所に重複上場する中国企業が増加したことが挙げられる。2019年11月には中国電子商取引最大手の阿里巴巴(アリババ)集団、2020年6月にはネットサービス大手の網易(ネットイース)とネット通販大手の京東集団(JDドットコム)、2021年3月には中国IT大手の百度(バイドゥ)と動画配信大手Bilibili、2021年4月には大手旅行予約サイトを運営する携程集団(トリップドットコムグループ)が、相次いで香港に重複上場を果たした³¹。



【図：粵港澳大湾区³²】

また、2019年2月18日には、中国共産党中央委員会と国務院によって、香港・マカオを中国の地域発展計画の中に組み込み、2035年までに広東省の9都市(広州、深セン、珠海、佛山、惠州、東莞、中山、江門、肇慶)と共に世界的ベイエリア

に発展させる、「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要(以下、大湾区構想)」が発表された。そこでは、主に香港には国際金融・海運・貿易センター、マカオには観光・レジャーセンター、広州には国際経済センター、深センにはイノベーション・クリエーション都市としての発展方向性が示され³³、特に香港については、海外オフショア人民元の業務センターや、「一帯一路」建設プロジェクトにおける投資と商業上の紛争解決のためのサービスセンターとしての地位が確立されるということが謳われている³⁴。大湾区構想の発端となったのは、2008年に国家発展改革委員会によって発表された『珠海デルタ地域の改革発展計画』であり、前年の2007年には、香港行政長官の施政方針演説に、広州・深セン・香港間を結ぶ「広深港高速鉄道(2018年9月開通)」や香港・

30 みずほ銀行国際戦略情報部「香港特別行政区投資環境」、2021年4月12日。

https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/investment_environment/pdf/hong_kong.pdf (Last accessed 26th April 2021)

31 赤間清広、中井正裕「中国企業が「米国離れ」米上場の大手、次々と香港へ重複上場 米中対立激化で」『毎日新聞』、2020年6月19日。

<https://mainichi.jp/articles/20200619/k00/00m/030/007000c> (Last accessed 26th April 2021)

木原雄士「トリップドットコム香港に重複上場へ 取引所が承認 中国企業回帰相次ぐ」『日本経済新聞』、2021年4月7日。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM073GU0X00C21A400000/> (Last accessed 26th April 2021)

32 「【施政報告】使粵港澳大湾区 成為港人優質生活圈」『蘋果新聞』、2017年10月11日。

<https://hk.appledaily.com/finance/20171011/INSKBOMLMEAHAFUAIQ5VMUFG3I/> (Last accessed 26th April 2021)

33 JETRO「『粵港澳大湾区発展計画綱要』概要」、2019年。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/ae372764e857dab3/20190003_02.pdf (Last accessed 26th April 2021)

34 JETRO 香港事務所「『粵港澳大湾区発展計画綱要』仮訳」、2019年。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/ae372764e857dab3/20190003_01.pdf (Last accessed 26th April 2021)

珠海・澳門間を結ぶ「港珠澳大橋（2018年10月開通）」といった、越境インフラ事業に関する構想が盛り込まれた³⁵。2020年10月に行われた深セン経済特区成立40周年記念式典では、習近平・国家主席が大湾区構想を「国家の重大発展戦略だ」と強調した上で、「『一国二制度』の基本方針を全面的かつ確実に実行し、中国本土と香港、マカオの融合と発展を促進しなければならない」と発言し³⁶、香港・マカオと中国本土の経済的一体化を進めようとする中国政府の強い姿勢を明確に打ち出した。

4 終わりに

香港国安法の施行や選挙制度改革の実施に見られるように、中国政府は香港に対して政治的には厳しい圧力を加えて、民主派が活動する空間を著しく狭めてきた。その結果、香港における「高度の自治」に基づく「一国二制度」のあり方は大きく傷つけられ、米国による経済制裁や外資系企業・高度人材の流出といった懸念が生じることになってしまった。しかし、外国人投資家による対中国投資は着実に増加しており、香港・マカオを「大湾区構想」の一部として中国本土の経済圏に取り込む形で発展させようとする動きも高まっている。中国政府が「金の卵を産む鶏」である香港を簡単に潰してしまうことは現実的に見ても考えにくく、香港国安法制定や選挙制度改革を経てもなお、香港の持つ国際金融センターとしての役割に大きな影響は及んでいないと言える。「中国政府は政治的・経済的に香港をどのような都市に作り変えようとしているのか」という冒頭の問いに戻るならば、中国政府は香港の政治的自由には制約を加えながらも、国際金融センターの機能は重視するという意味で、香港をシンガポールのような都市に作り替えようとしているという答えを導き出すことができるだろう。

中国政府は台湾に対しても、台湾が持つ外交関係を断絶に追い込み、人民解放軍の戦闘機や軍艦を使って台湾海峡で挑発行為を取るなど政治的圧力を加える一方、中国進出を希望する台湾企業

や台湾人に対しては数々の優遇措置を発表してきた³⁷。このように、政治的には厳しい圧力を加えながらも、経済面では融和的姿勢を示すというのは、中国の対香港政策と対台湾政策における共通点と言えるものであり、台湾に向けた「一国二制度のショーウィンドー」としての役割を担ってきた香港に対する中国政府の諸政策からは、台湾問題を考察する上でも有意義なインプリケーションを得ることができる。

その一方で、このまま香港と中国本土の経済的一体化が進んでいくと、野木森稔・日本総合研究所調査部主任研究員が指摘するように、香港が「自由貿易港兼金融都市といった独自の機能により、多くの国に恩恵を与えてきたこれまでの姿」は変化を余儀なくされることになるだろう³⁸。中長期的に見ると、外国人投資家の香港に対する信頼は着実に低下していくだろうし、もし中国経済が今後不振に陥ることになれば、香港経済は深刻な打撃を被ることにもなりかねない。今後、中国本土との過度な一体化に伴う経済的脆弱性をいかに克服していくかという点が、香港が国際金融センターとしての役割を果たしていく上での試金石になるだろう。

35 野木森稔「中国化が進む香港国際金融センター米中金融デカップリングと中国市場特化の可能性」『環太平洋ビジネス情報 RIM』、Vol.21 No. 80、2021年。

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/12402.pdf> (Last accessed 26th April 2021)

36 三塚聖平「香港と中国本土の一体化推進 習近平主席が強調 香港行政長官とも会談か」『産経新聞』、2020年10月14日。

<https://www.sankei.com/world/news/201014/wor2010140025-n1.html> (Last accessed 26th April 2021)

37 中国政府は2018年2月に台湾企業の中国投資や台湾人の中国就業を促進する31項目の優遇措置、2019年11月には26項目の優遇措置を発表したほか、2021年3月には農業分野における台湾企業や台湾人の中国進出を促進する22項目の優遇措置を発表した。

38 野木森稔「中国化が進む香港国際金融センター米中金融デカップリングと中国市場特化の可能性」『環太平洋ビジネス情報 RIM』、Vol.21 No. 80、2021年。

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/12402.pdf> (Last accessed 26th April 2021)

第8回：日台企業アライアンスによる新産業の創出～ 一般社団法人九州ニュービジネス協議会と株式会社九電工の取り組み

法政大学グローバル教養学部 福岡賢昌
昭和女子大学ビジネス研究所 根橋玲子

本コラムでは、地方自治体や地域の商工団体等が主体となり、日本や台湾の公的支援を活用しつつ、積極的に台湾と連携している日本企業や関連機関等のキーパーソンへインタビューを行い、その取り組みを紹介する。今回は、アジアのゲートウェイである九州地域のベンチャー企業を支援する一般社団法人九州ニュービジネス協議会と、その会員であり35年にわたり台湾でビジネスを展開する株式会社九電工の取り組みについて述べる¹。

① 一般社団法人九州ニュービジネス協議会

九州ニュービジネス協議会（以下、協議会）は、九州経済界等を中心に通商産業省九州通商産業局（現 経済産業省九州経済産業局）の協力を得て1987年11月9日に設立（一般社団法人化は2012年7月2日）された。会員数は355会員（2020年6月末）である。ニュービジネスの創出・育成を理念とし、会員のニュービジネスの育成、ベンチャー企業の支援、起業家の育成を事業目的としている。事業内容は、調査研究、国際交流（ベン

写真1：一般社団法人九州ニュービジネス協議会 貫正義会長



出所：九州ニュービジネス協議会

チャープラザ in 台湾等)、ニュービジネス支援(九州・大学発ベンチャー・ビジネスプランコンテスト等)、人材育成(未来創造経営塾一経営者、後継者等のためのスクール等)、ウーマンズフォーラム(女性経営者による講演等)の開催等の実施である。

協議会は、1988年の米国訪問を皮切りに、毎年様々な国を視察してきた。台湾については、2016年12月に、中華民国三三企業交流会（以下、三三会）とMOUを締結して以来、台湾の経済団体と交流を行っている。2017年5月には、中華民国三三企業交流会台湾企業訪日団と福岡において企業交流懇親会を開催した。

また、2017年と2018年には、公益財団法人日本台湾交流協会の「日台産業協力架け橋プロジェクト事業」の実施団体として採択され、ベンチャープラザ in 台湾として、九州のベンチャー企業による台北でのビジネスプランの発表や商談会が開催された。この取り組みは、以降毎年開催され、例年日台企業が各20社程度、約100人が参加している。

コロナ禍で台湾への渡航ができない中、2020年12月には、オンライン商談会が開催された。ここでは、日系企業7社、台湾企業16社が参加し、商談申し込み件数が延べ28件、成約が1件、継

1 本コラムは、九州ニュービジネス協議会会長貫正義氏（九州電力株式会社相談役）と専務理事・事務局長平本俊一氏、及び株式会社九電工営業本部事業開発部部长宮本俊明氏に対してそれぞれ、2020年12月8日（Zoom）と2020年11月26日（九電工東京事務所にて）に行ったインタビュー及び関連資料（九州ニュービジネス協議会提供資料、株式会社九電工ウェブサイト、<https://www.kyudenko.co.jp/>（2021年1月23日アクセス）。から纏めたものである。

続案件が22件となる等、MOUによる成果が少しずつ出始めている。協議会の貫正義会長によれば、台湾企業は日本企業の新規性、独自性、最先端技術を評価し、多くの日系ベンチャー企業は、台湾企業との連携によるASEANへの展開も検討しているという²。

社会はCovid19によるサプライチェーンの変化やIoT・ビッグデータ等DXの本格的展開、2050年を目途にした温室効果ガスの排出ゼロへの対応等、大きな転換期を迎えており、日系ベンチャー企業は、それらの変化に対して、迅速かつ効果的に対応する必要に迫られている。例えば、国内で開発した技術を海外に展開するだけでなく、海外企業との連携の結果得た知識や技術を国内で展開することもありうるだろう。日系ベンチャー企業は、こうした社会の急速な変化を機会と考えており、協議会としても、これまで以上に積極的に支援を行う予定である。

② 株式会社九電工の台湾での取り組み

九電工は、1944年12月に九州電気工事株式会社として創立した（1989年に社名変更し、現在の九電工となる）電気工事全般を扱うエンジニア

写真2：株式会社九電工営業本部事業開発部部長 宮本俊明氏（右）、事業開発部再生エネルギー開発課部長橋本重広氏（左）



出所：筆者撮影

リング企業であり、九州電力（当時九州配電（株））とは、1947年6月に配電工事委託請負契約を締結している。九州電力グループではあるが、九州電力の持ち株比率が約23%程であり、単独での空調工事や排水処理工事も多い（福岡空港、ハウステンボス、大手食品工場の排水処理工事等）。

九電工の台湾拠点、九電工の子会社として1985年に設立された九連環境開発股份有限公司（本社：台湾桃園市。以下、九連環境）である。台湾は、九電工にとって最初の海外拠点でもある。当時、台湾には食品工場が多くあり、九連環境は国内で培った排水処理を始めとした環境関連の技術を活かしたいと考えた。当時の食品工場は、専売公社（台湾菸酒公司（TTL））が管理していたが、台湾当局が公害問題対策に取り組む一環として、工場から排出される水質等、排出物の基準や検査方法等を厳格に定める必要があった。そこで、九連環境は、初期段階から台湾当局に助言を行い、環境関連規制の制定にも関わった。その結果、運用はライセンスを供与された民間企業が行うことになり、九連環境は「民間環境測定機関」認証第一号として登録された。宮本氏によれば、「台湾で建設中の日系企業の工場や、台湾企業の工場設備には、大手日系電機メーカーがサプライヤーとして多く携わっていたことから、ライセンス取得後は、多くの検査を九連環境が請け負った」という。なお、台湾で最も早くPM2.5（微小粒子状物質）への環境対応を行ったのは同社である。また、中国鋼鉄等、鉄鋼業界を始めとした重工業産業分野における高精度検査・クリーン化システムが導入されたことで、台湾でも電気・空調工事を行うようになり³、台湾の産業発展にも深く貢献することとなった。

2 参加する多くの日系ベンチャー企業は海外進出未経験であり、台湾を初めての海外進出国として位置付けている。

3 当時の排水処理や電気工事の技術者（台湾人）の数名は、台湾で会社を立ち上げ独立している。

近年、台湾では、大規模開発に伴う環境アセスメントの依頼が多いが、過去のビジネス経験から、完全にローカライズして対応している。また、一括入札（環境対策等を含めた施工に関する検査請負）の増加に伴い、リスク管理も念頭に置きながら、複数企業とパートナーシップ（JV やコンソーシアム等）を構築し、受注している。その際、代表会社は、台湾のエンジニアリング会社やアセットマネジメント会社（主に金融・不動産に強い建設会社）が担い、建設発注元は透明性や質的向上のため、CM（コンストラクションマネジメント）⁴と契約し、PM（プロジェクトマネージャー）が作成した計画書や入札条件、入札価格の妥当性等を判断している。

さらに、台湾当局がグリーンエネルギー産業分野を推進する中、九電工は、東京センチュリー株

式会社（本社：東京都千代田区）、CIEL ET TERRE TAIWAN LIMITED（本社：台湾）、九電みらいエネルギー株式会社（本社：福岡市）と共同で、台湾での水上太陽光発電事業に出資参画した。この事業では、九連環境が、台南市新市区樹谷サイエンスパーク内の2つの調整池に浮かべた水上太陽光発電設備の施工を行った。一方で、九電工は ASEAN 市場への海外事業も展開している。同社が強みを持つ再生可能エネルギー事業、特に水上太陽光発電事業等において、台湾企業との連携の経験は、ASEAN の地でも生かされるだろう。

4 コンサル会社や設計会社等。CM 選択することを目的とした入札も行われる。

台湾駐在時代の思い出

日本台湾交流協会貿易經濟部 貿易投資アドバイザー 新子 実

台湾駐在期間中に一番お世話になったのは石油化学会社で、同社創業者からは数多くのことを学ばせて頂きました。赴任する前から同社とは原料納入取引で創業者が信頼する経営幹部とのコンタクトはありましたが、赴任後は謂わば「大番頭」にあたる方から創業者一族の話や同社の社内制度も含めた四方山話を、そして日々のビジネスに関しても週末にお会いして種々アドバイスを貰ったものです。

創業者で董事長であった仁は週2日のみ出社と決めておられたので、海外からの訪問客等の為、事前にアポイントを取った時ぐらいしかオフィスではお会いしませんでした。よくご自宅に呼ばれてご自身が当日釣り上げた魚をご馳走になったものです。

その方は非常にはっきりしたヴィジョンをお持ちでした。

同氏は「世界一になり、自社で生産したプラスチックを使用したテレビを製造販売する。」と豪語されていたのをハッキリと覚えています。

決して大きな規模の会社ではなかったからこそ、強烈なリーダーシップを発揮されたものと思いますが、同氏は組織の要所、要所、例えば購買、企画、経理等には係累を配置し、製造・技術には上述の「大番頭」をはじめ数名の経営補佐陣を抱えておられました。毎週夕食をともにしながら6～7名の幹部会を開催、会社方針を練り上げ、直接責任者に指示を出すというトップダウンの経営を展開されていました。一方、従業員の教育・研修にも自らが講演会を開き、ご本人の信念を従業員と共有することに熱心であられたと聞き及んでいます。同社は従業員持ち株制度を早くから導入

(1978年)し、また、週休2日制を導入したのは台湾ではいち早く1988年であったことから、従業員福利厚生に手厚く、組織の「勢い」を常に頭に置いておられたことの証左だと思います。

会社利益の社会還元に関しては1977年の時点で文化基金会を設立し、大型病院設立、奨学金運営、博物館創設に取りかかり、いずれもが大きく花開き台湾南部の最大総合病院であり、今や観光名所ともなっている壮大な美術館に結実しています。

一度目の駐在期間中(1988年～1993年)には大量生産、生産効率向上によりABS樹脂生産量を急拡大させました。本社と工場は同一敷地にありましたが、集中的に投資拡大された為、頻繁に同社を訪れていてもいつの間にか新しいラインが増設されているのに驚かされたものです。商品販売面では毎週新聞紙上に販売価格広告を出し、徹底的に販売関連経費を削減されました。赴任当時、主要顧客に「短縮1番」に同社番号を登録したファクシミリ機を配り、注文書をファックスで受け取るというもので、高品質・低価格の商品を製造すれば必ず買ってくれるという信念に基づくものであったと思います。

未だ大陸との往来は直行便もなく香港経由の不便な時期ではありましたが、幾たびも、幾つもの候補地に幹部社員を派遣、1996年に沿岸部ではなく南京近くに工場を開設する運びとなります。中国市場展開を「我々の工場はダムのようなもので、生産品を各地に点在するプラスチック成型工場に流通させるネットワークを張り巡らせる」との大本命の下、本社幹部の一人をアポイント、非

常に効率的に市場浸透を図られました。

この時に感じたことは同じ中国語を話す台湾企業の強み、情報収集感度の良さで沿岸部に留まらず、内陸部にも展開を進められたことでした。

二度目に赴任した際（1997年）には、これからはより付加価値の高い液晶ディスプレイ事業に注力する、舵を切替えるとの「宣言」を受けました。曲折はあったもののこれが今、台湾中のホテル各部屋に装備されている液晶テレビに同社のロゴが見られる結果に繋がったものです。数年前に台湾訪問時宿泊したホテルでこのテレビを眼にした時は「ああ、言っておられたようにテレビ販売にまで辿り着かれたんだ。」と感慨深いものがあったことを思い出します。

2000年春に台北駐在を終え、上海転任挨拶にお伺いした時に「20年後には中国の軍事大国化は必至。日本の皆さんには台湾のことをもっとよく見直して貰いたいものです。」と明言されていたことも印象に残るエピソードです。丁度、民進党政権が誕生した時で、その時「中国への初期投資は本体の経営に致命的にならぬ範囲で」と仰っていましたが、生産拠点、加えて市場としての重要性・将来性を考え併せての決断であったと思います。中国工場立ち上げに際して、工場敷地内に立派な従業員宿舎を設け、そこで提供される食事にも特別の配慮をされていたのは従業員を大切にするという経営者の考えが反映されていると感服したものです。

同社中国工場で生産されたプラスチック樹脂、液晶パネルが組み込まれた最終商品が中国国内市場に、或いは欧米等輸出市場に流され、中国経済発展に寄与したことは間違いありません。

最近、兩岸関係は非常に微妙な局面に入っていますが、この中でもつい先日、福建省新工場（日本のABS生産総量を超える450千トン/年

capacity）が本年7月15日に稼働開始予定との新聞報道に触れました。中国内7大石油化学基地の一つで、唯一の台湾石油化学産業園への台湾大手有力企業7社とともに進出と知り、一つのバランス感覚がこの決定の背景にあるのではないかと推測しています。

創業者ご自身はすでに93歳になっておられ第一線からは退かれています。2代後の現董事長も初代創業者の考えを引き継がれているものと思います。

米中関係の展開にも拠ると云っても、ここまで深く中国に入り込んだ台湾企業の活動は容易に中断されるものではなく、「折り合い」点を見つけて出しながら粛々と事業運営を継続して行くものと思料します。

中国市場に参入した台湾経営者の多くがその時折々に問題を抱え、中には撤退を余儀なくされた企業も相当数に上ると言われていますが、ご紹介した企業のように粘り強く活動続けている一つのケースとして個人の思い出を書き連ねさせていただきました。

世界経済に大きな存在感を占めるようになった中国市場から眼を離すことなく、企業運営を最適に執り行うには、研ぎ澄まされた情報分析力を育むことが肝要と確信しています。色々な意味でクローズアップされている「台湾」をこの機会にじっくりと見直し、より強い連携を構築出来ればと願うものです。

本年度もいろんな交流事業や各種支援プログラムが準備されています。

これから台湾との取引にチャレンジしようとする方、既に事業展開を進めている企業の皆さんに、僅かながらでもお役に立ちたいと願っておりますので、どうぞお気軽に当協会本部お問合せにコンタクト頂ければ望外の喜びです。

<https://www.koryu.or.jp/contact/>

「台湾鐵路」の黎明期～領台初期の鉄道事情



武蔵野大学客員教授・台湾在住作家 片倉 佳史

前は清国統治時代の鉄道建設について述べたが、今回は日本統治時代に入った当初の様子をたどってみたい。台湾巡撫（知事）の劉銘傳から受け継がれた鉄道の運営から縦貫鉄道の建設までを述べてみたいと思う。

台湾を支えた鉄道の存在

台湾は日清戦争後に締結された下関条約で、日本の新領土となった。鉄道は清国統治時代の末期、台湾巡撫（知事に相当）の地位にあった劉銘傳（りゅうめいでん）の指揮下、基隆（きいるん）～台北（たいほく）～新竹（しんちく）間が開通していたが、日本軍上陸後の戦乱もあり、物資輸送の手段には成り得なかった。

その後、軍事物資の輸送と産業開発・殖産興業の観点から鉄道は重要視され、縦貫鉄道の建設が進められた。清国統治時代の鉄道は大型輸送機関としての機能を果たしていなかったが、既存区間の改良工事を経て、様相は徐々に変わっていった。同時に新設区間の工事も急速に進められていった。

縦貫鉄道の工事は第4代台湾総督の児玉源太郎



台湾の発展を支え続けてきた鉄道。その始まりは清国統治時代に遡る。『古写真が語る 台湾 日本統治時代の50年』（祥伝社）より。

の時代に進められた。児玉源太郎総督と後藤新平民政長官の二人は、周囲の反対を押し切り、財政的にも相当な無理を覚悟の上で、敷設を決定したと伝えられる。

領台以前の台湾鐵路

前回は述べたように、台湾に最初の鉄道が敷設されたのは1891年のことだった。日本が台湾を統治下に収める4年前のことである。清国が派遣した台湾巡撫の劉銘傳は軍事・防衛の見地から鉄道の役割を説き、台北（たいほく）と基隆（きいるん）を結ぶ鉄道の敷設を指示した。1887年5月20日には「全台鐵路商務総局」という機関が設立され、イギリス人のH.C マシスン技師とドイツ人のベッケル技師が招聘された。

台北から基隆までの28・6キロは1890年の夏に完工し、翌年10月から列車の運行が始まった。しかし、劉銘傳自身はこの年に台湾を離れ、その後を継いだ邵友濂（しょうゆうれん）は、財政逼迫を理由に鉄道建設の計画を取りやめてしまった。その後、台湾は日本に割譲され、既存の鉄道施設は日本人に受け継がれた。

劉銘傳は基隆から台北、そして南部の中心であった台南までの区間を鉄道敷設の区間としていたが、その計画は叶わなかった。日本統治時代に入った時点では測量ですら、台湾中部の大甲（たいこう）辺りまでしか進んでいなかったと言われている。

清国統治時代の台北駅

1891年、台湾北部の港湾都市である基隆を起点とし、台北までの鉄道が開業した。設けられたのは基隆、八堵、水返脚（のちの汐止）、南港、錫口（のちの松山）、台北の各駅だった。

当初の台北駅は淡水河の河畔に設けられ、現在の台北駅よりも500メートルほど西側にあった。この時の台北駅はまだ駅と呼べるようなものではなく、名称も乗車券発売所という意味の「火車票房」となっていた。当時は「駅」という概念がなく、単に「列車に乗るための場所」という程度のものであった。

古写真を見ると、ここには修繕工場や車庫などもあったことがわかる。これらは清国統治時代に設けられたものだが、台湾総督府が接収し、使用した。現在は「国立臺灣博物館鐵道部園區」となっている旧台湾総督府鐵道部庁舎の裏手には、日本統治時代の講堂が一部ながら残っており、この建物の屋根の鉄骨が清国統治時代の工場のものでされている。清国統治時代の鉄道遺跡は少なく、貴重な存在となっている。

その後、台北から新竹までの区間が開業するが、当初の台北駅は行き止まり式で、いわゆるスイッチバックのスタイルであった。これは淡水河の水運への利便性を考慮したためとされている。台北を出た新竹行きの列車は100メートルほど基隆へ向かう線路と並走し、後に大きく左折していったのである。

余談ながら、台北から新竹へ向かう路線は、現在のように萬華（まんか）を経由せず、台北駅よりも北側で淡水河を渡り、現在の新莊（しんそう）方面に続いていた。

清国統治時代の列車

基隆から新竹までの鉄道は、橋梁が大小74箇所あり、全16の駅が設けられていた。修繕を行

なう工場は台北のほか、基隆と新竹にも設けられた。当初、運転本数は「数往復」という極めて曖昧な設定となっていた。これは保線が行き届かず、計画通りに運行することが不可能なので、発表されなかったのではないかと邪推する新聞記事も残っている。乗降者数は基隆～台北間が一日平均500名程度で、台北～新竹間が400名程度だったと推測されている。

興味深いのは、週末には全列車が運休していたという点である。これは台湾における当時の生活習慣に従ったものと推測されるが、現在の尺度から考えると、少々奇妙な運行形態である。その一方で、萬華と並ぶ台北の繁華街であった大稻埕（だいとうてい）にある古刹・城隍廟の祭日には、臨時列車の運行も実施されている。

なお、台北駅に常勤している職員は5名だったと言われている。そして、基隆～台北間の所要時間は約2時間だった。速度は時速13キロあまり。現在、同区間が30分あまりで結ばれていることを考えると、実にのんびりとした走りであった。

明治28年、日本統治時代が始まる

1895（明治28）年、日清戦争後に締結された下関条約によって台湾は日本領となった。同年6月17日には台湾総督府の始政式が執り行われ、初代台湾総督には海軍大将樺山資紀（かばやますけのり）が就任した。

清国統治時代の鉄道施設は台湾総督府に接収され、引き続き運行されることとなった。しかし、清国が設けた鉄道施設はあまりにも簡素なものだった。規格は低く、当然ながら大きな機関車は走ることができない。しかも、清国の官憲は本土に逃げ帰る際、あらゆる施設を破壊していったため、鉄道は使用に耐えないものとなり果てていた。

そういったこともあり、日本統治時代の鉄道事業は、「修復」と「改良」から始まった。これを指揮したのは小山保政技師で、作業を担ったのは

陸軍だった。当時は物資の輸送手段として鉄道を利用することが主目的だったが、同時に、中南部において激化していた抗日ゲリラの制圧にも繋がるものであった。

修繕事業は比較的順調に進んだと言われている。これは日本への抵抗が激しい中南部に比べ、鉄道が敷かれていた北部は抗日勢力の動きが鈍かったことがその理由である。

基隆～台北間は1895（明治28）年6月9日に台北から基隆まで騰雲号が単機回送を行ない、翌日から運転再開となった。続いて、台北～新竹間は7月10日に運転を再開している。

しかし、これはあくまでも「応急処置」というべきものだった。中南部での抗日勢力との戦闘が激化していく中、線路規格の小さいこの鉄道では輸送量に限界がある。そればかりでなく、勾配区間では列車が止まってしまうことは普通で、人夫が線路端で待ちかまえ、後ろから列車を押し坂を越えることも多かったという。

定期列車の運行は1896（明治29）年末の時点で、基隆～台北～新竹間を2往復となっていた。翌年3月からは基隆～台北間の区間列車が3往復に増便され、7月からは4往復となった。臨時列車も運行され、基隆港に船が到着する際にはほぼ確実に増発されていたという。

旅客列車については、1896（明治29）年12月から「上等」と「並等」という階級分けが実施されていた。運賃は清国統治時代のものに準じたと言われているが、額は同時期の日本本土に比べると、約3倍に相当したという。

保有車輛については、領台時に清国から受け継いだものが54両存在した。その後、年々拡充されていくが、最初の統計として把握出来るのは1898（明治31）年度で、蒸気機関車が11両、客車が15両、貨車90両で計116両となっていた。

なお、列車は貨物車両と旅客車両を繋いだ「混合列車」のスタイルだった。しかし、線路状態が

改善されると、貨物専用列車が運行されるようになった。清国統治時代の積み荷は主に米などだったが、日本統治時代に入ると、その内訳は多様化した。1899（明治32）年5月には、台湾の特産品である茶葉や樟脳を輸送する際の優待価格が設定されている。これは海外への輸出の需要に応えるためのもので、日本郵船会社、大阪商船会社（いずれも当時）との連携が図られていた。



台湾総督府は既存の施設を修繕し、改良を同時に進めていった。ただ、実際は改良工事とは言っても、測量からやり直すほどの大工事が続いた。新元久氏所蔵。

樺山総督が建議した三大事業

1895（明治28）年8月26日、初代台湾総督の樺山資紀は台湾経営の一大急務として三つの事業を挙げている。それは「縦貫鉄道の敷設」、「基隆の築港」、「島内道路の整備」だった。その筆頭に挙げられているのが基隆から台北、台中、台南を経て打狗（高雄）に至る縦貫鉄道だった。

この時は、日清戦争で征清大総督となり、参謀総長であった小松宮彰仁親王も、陸軍大臣大山巖に対し、「台湾防衛上、第一に着手すべき緊急事項」として、台湾西部を縦断する鉄道の敷設を建議している。

これを受け、縦貫鉄道の建設と基隆築港の調査費として軍事費より10万円が捻出された。台湾

総督府はすぐに調査を始めたが、注目したいのは、この時にすでに、東海岸を走る鉄道と中部山岳地帯を横断する鉄道についても計画が立てられていることである。これは実現することなく、終戦を迎えることとなったが、興味深いものである。

調査は約3ヶ月で終了した。縦貫鉄道については、基隆～台北～新竹間は既存の鉄道を継承し、新竹から苗栗（びょうりつ）、台中、嘉義（かぎ）、台南と経由し、打狗（のちの高雄）に至るおおまかなルートがこの時にほぼ確定している。

しかし、この時期の台湾社会は混乱を極めており、台湾割譲に際しての民衆の抵抗についても、日本側が想定していた以上に激しかった。そのため、計画は遅々として進まなかった。そして、何より、莫大な建設費用を捻出する力が、当時の日本にはなかった。

困難が続いた建設工事

縦貫鉄道の建設は第4代台湾総督の児玉源太郎の時代を待つことになる。名コンビとして知られる児玉源太郎総督と後藤新平民政長官は、様々な事業を手がけたことで知られるが、先述したように、二人は財政的にも相当な無理を覚悟で、縦貫鉄道の建設を強力に推し進めた。

しかし、工事にはいくつもの困難が待ち受けていた。まずは、用地確保の問題があった。日本による統治を甘受しない人々に対し、土地を買収することが難しいことは言うまでもない。そして、不安定な治世下、農民の多い土地柄を考えると、その交渉が難しいのは明白であろう。

さらに、都市においては、線路が市街地を貫くと町の「風水」が悪くなるという理由から、有力者が団結して、鉄道の建設に反対することも多かった。これは清国本土でも同様のケースが見られたが、台湾ではより一層激しい反対が起きたとも言われている。

具体的なケースを挙げると、当時としては都市

の規模が大きかった南部の鹽水港（のちの鹽水）や大目降（のちの新化）などがこれに当てはまり、駅は置かれなかった。そのほか、市街地に駅を設けられなかったというケースも多く見られる。

続いて、建設資材の運搬も大きな課題だった。清国統治時代の台湾では、道路の建設というものがほとんど行なわれなかった。また、海運についても資材を積んだ船に対応できるのは、北部の基隆と南部の打狗（のちの高雄）のみで、しかも、陸揚げ施設が貧弱だったため、大がかりな港湾工事を施す必要があった。

さらに、工事に携わる人員の確保にも困難が出ていた。縦貫鉄道の建設に際しては、日本本土から多くの技師が台湾に渡ったが、マラリアをはじめとする疫病が蔓延し、大きな困難に直面することになった。しかも、抗日ゲリラと化した匪賊（土匪）の襲撃を受けることも多かった。

そして、最も大きい問題は、物資・資材の不足だった。台湾は北部一帯を中心に石炭を豊富に産出していたが、鉄鉱石は少なく、製鉄所なども存在していなかったため、鉄鋼が生産できなかった。また、日本本土は迫りくる日露戦争に向けて、国力の拡充を図っていた時期だったので、台湾への供給はままならなかった。

皮肉だったのは枕木の調達だったという。台湾は温暖湿潤気候で豊かな森林資源で知られている。当時も鬱蒼とした緑に包まれていたはずだが、木材を切り出しても運搬手段がなく、道路は未整備で、河川は水量が安定しない上に滝もある。結局、枕木に向いているとされた杉材を目の前にしながら、これを調達することはできず、沖縄県の八重山列島や鹿児島方面から搬入するという手間を強いられた。

こういった状況の中で、縦貫鉄道の工事は進められていったのである。

当初は民営で計画された

縦貫鉄道の建設は当初、民間の手によって発議されていた。新領土という性格上、官営が想定されていた縦貫鉄道だったが、台湾総督府は1896（明治29）年10月27日、「台湾鉄道会社」に敷設認可を与える。その内容は総督府が調査した路線ルートに従い、4年以内に開通させるというものだった。

台湾総督府は清国から引き継いだ施設や領台後の調査結果を無償で下付するなど、協力を惜しまなかったが、やはり無理があったようだ。台湾鉄道会社は国内における資金集めに行き詰まり、同社創立委員長の地位にあった渋沢栄一は、状況を打破するべく、日本の鉄道庁とも取引があったイギリスのベイヤー・ピーコック社の外資にも期待をかけた。しかし、同社が出した条件を台湾総督府が受け容れず、結局は計画中止の憂き目に遭い、台湾鉄道会社は2年後の1898（明治31）年10月8日に解散してしまった。

理由はいくつか考えられるが、やはり、日本にとって初めての対外戦争である日清戦争後の疲弊と財政難、戦後の反動によって萎縮した経済界の動きが大きく影響したと言われている。



第4代台湾総督の児玉源太郎。ここで官設鉄道へと方向転換が図られた。

総督府が手がけることに

それでも、新領土・台湾において、鉄道には大きな期待がかけられていた。

当時、新来の統治者である日本に向けられた民衆の抵抗は激しいものがあった。これを鎮圧するためにも、鉄道は不可欠の存在だった。とりわけ開拓の歴史が長く、郷土意識も強い中南部における日本への抵抗は激しく、陸軍としても物資の輸送手段を確保することは不可欠だった。

1898（明治31）年2月26日、第3代台湾総督の乃木希典（のぎまれすけ）に代わり、児玉源太郎が台湾総督に就任した。児玉は民政局長（後に民政長官へと職制が変更）に後藤新平を起用し、ここに名コンビが誕生することとなった。

そして、縦貫鉄道は官営の鉄道として敷設されることとなり、児玉は後藤が就任するや、1899（明治32）年3月、第13回帝国議会に台湾鉄道公債法案を提出する。この時、縦貫鉄道敷設と在来鉄道の改良工事の予算案として、3千万円の公債を募集した。そして、10箇年継続事業として縦貫鉄道の工事が始まった。

1898（明治31）年3月30日には「台湾鉄道敷設部」が設けられ、これが後に「民政部鉄道掛」と合併されて、台湾総督府鉄道部となった。ここには総務、工務、汽車、運輸、經理の五課が置かれ、191名の職員が配置された。

初代鉄道部長は民政長官の後藤新平が兼任し、事務方面の責任者には遠藤剛太郎、技術方面の責任者には長谷川謹介が就いた。この時、長谷川は初代技師長という地位のみならず、工務、汽車、運輸の三部門の課長を兼任している。実質的なトップと断言していい存在だった。



後藤新平民政長官。後藤が抜擢した長谷川謹介は台湾鉄道界を牽引し、大きな功績を残した。

「台湾鉄道の父」と称された長谷川謹介

長谷川は1855年、山口県小野田の出身。1874年に工部省鉄道寮（のちの鉄道局）に入り、鉄道に関する各種技術を習得している。その後、工部省技手となり、1899（明治32）年から約10年間、台湾で活躍した。この時、長谷川は官職を辞し、日本最初の私鉄とされる日本鉄道の技師となっていたが、後藤の招きで台湾にやってきた。

1899（明治32）年4月1日、長谷川は臨時台湾鉄道敷設部の技師長に着任するや、測量隊を組織し、台湾各地に派遣した。同時に自身も現地へ赴き、状況を把握することに努めたという。この時、長谷川は日本屈指の鉄道技術者だったが、セメントや材木、石材などの建設資材を購入するため、一年のうちに三度も上京している。

当時の鉄道建設は一刻も早く、そして、わずかでも先に線路を延ばすことが求められていた。そのため、長谷川も不要不急の箇所は後回しにし、経費を切り詰めながら、大胆に工事を進めていった。

そして、1908（明治41）年4月20日、縦貫鉄

道は工事を終える。1899（明治32）年から10箇年計画で始まった工事は予定よりも一年半、前倒しで終了した。そればかりでなく、経費を130万円、節約した上での工事完了だった。

物資の不足、疫病の蔓延、運搬の困難、人手不足、自然の猛威という幾多の困難が折り重なる悪環境の中で工事は進められた。しかし、長谷川の手腕により、想定されていた以上の成果がここに実現した。人々は長谷川を「台湾鉄道の父」と慕い、台北駅前には長谷川の座像が置かれた。



長谷川謹介。1918（大正7）年に鉄道院副総裁をもって勇退するまで、半世紀近く、日本の鉄道に奉職した人物である。

徹底した合理主義と現実主義

長谷川は実直な人柄で部下から慕われていた。そして、児玉や後藤からも絶大な信頼を得ていた。その一端を紹介しておきたい。縦貫鉄道の建設について、後藤と取材記者による興味深いやりとりがある。島の南北を結ぶ鉄道は歴史に残る大事業だと絶賛する記者に対し、後藤は『鉄道時報』に以下の言葉を残している。

「自分は台湾鉄道部創設以来、同島を去るまで、部長の職に当たっていたが、それはホンの名義だ

けのもので、鉄道建設の事は技師長の長谷川に一任して、自分はただ、盲判を捺したようなかたちであったから、南満州鉄道へ行くまでは、実は鉄道のこととはほとんど知らなかった。すなわち、鉄道部長の名義を有していながら、実は鉄道の門外漢であった。それというのは、技師長に人を得たからであって、いったい長谷川という男は世間往々に見るところの、学術上そうであるからその通りにしておけば、後日いかなる結果を生じようとも、自分に責任はないという型の人ではなく、学理は学理として、あくまで完全を期するという人物だったから、安心してほとんど全部をこれに一任した次第であった（以下略）

実際、民政長官の地位にある後藤は多忙を極めており、現場で采配を振るったのは常に長谷川だった。長谷川は後藤の期待に完璧をもって応えた。そして、長谷川の側も後藤を慕う気持ちは強かったようである。縦貫鉄道完成の要因として、真っ先に後藤への絶対的信頼を挙げている。

長谷川は鉄道の運用効率に強くこだわっていたという。縦貫鉄道敷設についても、大がかりな経路変更を断行しているが、これは輸送効率を重視したからに他ならない。台湾南部においても、築港間もない高雄の将来を見据え、縦貫鉄道の終着駅を港近くに設けることにこだわったという。

長谷川は生前、「無駄のない輸送経路の構築が台湾の未来を支える」という言葉を繰り返し述べていた。鉄道と港湾の連携を重視したのは、厳格なまでの合理主義と先見の明が結実したものと言ってもいいのかもしれない。

長谷川もまた、児玉や後藤と同様、部下を信頼し、人材の育成を重視した。そして、明確なビジョンを持ち、無駄なく理想に近づく努力を続けた。その精神は「難治の島」と言われた当時の台湾を変えただけでなく、現在の台湾にも受け継がれている。

今回は縦貫鉄道のルート決定における長谷川の存在と縦貫鉄道開通までの動きを紹介したい。



日本統治時代の台北駅（二代目駅舎）。駅前広場には長谷川謹介の銅像が置かれていた。



台湾北部の鉄道路線図。昭和13年当時のもの。基隆から台北、新竹までは清国統治時代に開通している。

片倉佳史（かたくら よしふみ）

台湾在住作家。武蔵野大学客員教授。台湾を学ぶ会代表。1969年生まれ。早稲田大学教育学部教育学科卒業後、出版社勤務を経て、台湾と関わる。台湾に残る日本統治時代の遺構を探し、それらを記録している。地理・歴史、原住民族の風俗・文化、グルメ、鉄道などのジャンルで執筆・撮影を続けており、手がけたガイドブックはのべ40冊を数える。著書に『台北・歴史建築探訪～日本が遺した建築遺産を歩く』、『台湾旅人地図帳』、『台湾に生きている日本』、『古写真が語る台湾 日本統治時代の50年』、『台湾鉄路と日本人』、『旅の指さし会話帳・台湾』など。台湾でも『台湾風景印～台湾駅スタンプと風景印の旅』、『台湾土地・日本表情』などの著作がある。台湾事情や歴史秘話、日台の結びつきなどをテーマに講演をこなすほか、ツアーの企画なども行なっている。最新刊は台湾生活情報誌『悠遊台湾 2021年度版』（片倉真理との共著）。
公式サイト：台湾特捜百貨店 <http://katakura.net/>
ツイッター公式アカウント：

https://twitter.com/katakura_nwo
オンラインサロン「片倉佳史の台湾漫遊術」
<http://www.katakura.net/salon/>

日台若手研究者共同研究事業研究成果報告（国際法グループ）

萬歳寛之（早稲田大学法学学術院教授）

「日台若手研究者共同研究事業」は、日本と台湾の相互理解と知的交流を更に増進させ、共通の諸課題における日台協力の可能性を探ることを目的としています。日本台湾交流協会理事長と台湾日本関係協会会長が委員会の共同委員長となり、日台双方の研究者が参加する委員会を組織しました。第1期は平成30年年10月から令和3年3月まで、①国際法、②福祉（少子・高齢化等）、③環境・エネルギーの3グループに日台双方の研究者が5名ずつ参加して共同研究を実施しました。

【国際法グループメンバー】

- (1) 萬歳寛之 早稲田大学法学学術院教授（座長）
- (2) 玉田 大 神戸大学大学院法学研究科教授
- (3) 石川義道 静岡県立大学国際関係学部講師
- (4) 瀬田 真 横浜市立大学都市社会文化研究科准教授
- (5) 越智 萌 立命館大学国際関係学部准教授

1. 研究の背景・目的

日台間には、公式の政府間関係が存在せず、日本国政府は台湾との関係は「非政府の実務関係」というかたちで一貫して対応してきている。しかし、日台間では、民間交流はかなりの程度進展し、私人の活動はそれぞれの当局の管轄の下で規制を受けている。この規制のあり方や受入の仕方次第では、「非政府の実務関係」を超えた含意を伴うことになってしまう可能性もある。

そこで、本研究では、日台関係における国際法課題のうち、経済交流に関わる課題に特化して、①経済交流を可能とする法的基盤と②経済交流に伴う人の移動により発生する法律違反事案への協力関係のあり方を分析することを目的としてきた。

①日台関係は経済関係を中心として現実的な協力関係を構築していくことが望まれる。しかしながら、たとえば、近時の食品規制にみられるよう

に、経済分野における規制の中には、双方の当局間で意見が対立することもある。また、経済交流の活発化に伴い、双方の私人間の投資環境を整える必要があり、この投資環境は二者間の取決めの他、CPTTPのような多国間枠組みを通じて整備されることも考えられうる。こうした意見対立を解消したり将来的な経済交流基盤の整備をしたりしつつ、日台の経済関係を発展させていくためには、国際通商法や国際投資法の実体法や紛争解決手続に関する共通理解を醸成していく必要がある。

②また、経済交流の進展や深化とともに、相互の人の移動が活発になる。人の移動の増大に伴って、民事・刑事の分野における法律違反事案も増大する可能性もある。その際、国際法の観点からは、容疑者の領事通報の権利や公式の政府間関係のない当局者間の刑事司法共助のあり方など、日台関係の実態にもとづいた協力関係について、理論と実務の観点から検討することに意義がある。

こうした日台関係の現実的課題に鑑み、日台の専門家による実証的・理論的分析を通じた知的交流は、有益な政策的含意を含むものになるであろう。その意味で、本研究は、上記①と②の共通理解の醸成への貢献という重要な意義をもつものといえる。

2. 研究の手法

国際法グループのメンバーは、日本の学会でも主導的な若手研究者であり、それぞれの担当に関する専門的知見は十分にもっている。それゆえ、本研究の鍵となるのは、日台関係の実態を把握することにある。この実態の把握のためには、各メンバーによる文献研究だけでなく、日本の台湾関係（政治・経済・法）の有識者や関係国内法の有識者とともに、台湾の有識者との対話も重要になると考えた。その際、使用言語にも意を砕いた。平素の交流では英語を用いたが、日台関係における法的枠組みを議論する際には、微妙な政治的含意が入り込むことは避けられないため、正確を期すために、信頼のおける通訳を挟むことで、日本語と中国語による対話を行うことを心掛けた。

2020年度までの研究期間を通じて、日台関係の実態的文脈における貿易・投資の自由化と人の移動に伴う諸課題への対応について、政策的含意をもった実証的・理論的分析の結果をまとめた。

上記1.の目的を実現するべく研究組織としては、国際経済法班（玉田大、石川義道）と執行・司法管轄権班（瀬田真、越智萌）に分けて研究活動を行った。

国際経済法班は、GATT/WTO法に代表されるような国際通商法（石川）と、「日台民間投資取決め」や自由貿易・経済連携協定（FTA/EPA/CPTPP等）にみられるような国際投資法（玉田）を分析対象とした。

執行・司法管轄権班は、領事通報制度を素材として人に対する政府・当局の規制権限・管轄権の国際法的性格（瀬田）を検討し、刑事法分野における引渡しを含めた日台当局間の司法共助に係る協力関係のあり方（越智）を分析した。

2018年度は、文献研究を主として行い、台湾側の委員たちとの意見交換を通じて、テーマの絞り込みを行った。2019年度は、それぞれの委員

が選択したテーマについて文献研究を深めるとともに、台湾側から入手すべきデータや情報を明確化して、台北で開催された中間報告会に臨んだ。それにより、通常の文献研究では得られないデータや情報を入手することができた。とくに、台湾側の農水当局の食品安全の考え方や犯罪統計を知ることができた点は中間報告書の作成に向けて貴重な情報収集となった。2019年度に完成させた中間報告書によって最終報告書の方向性がみえてきたこともあり、2020年度は日台の委員の所属する大学その他の研究機関を相互訪問することで積極的な意見交換をして最終報告書をまとめる予定であったがコロナ禍のために実現できなかった。対面式での意見交換ができなくなったこともあり、日本側の成果文書案を中国語（繁体字）に翻訳することで、日台関係の法的側面に関わる微妙なニュアンスを日台双方の言語で表現することを試みた。こうした方法は台湾側からも大いに歓迎されたと理解している。

3. 研究成果概要

最終報告書は、2018年度から2020年度までの3年間における日台若手研究者共同研究事業（国際法グループ）の研究成果としてまとめられた。国際法グループは、萬歳寛之（早稲田大学教授）を座長とし、玉田大（神戸大学教授）、石川義道（静岡県立大学講師）、瀬田真（横浜市立大学准教授）、越智萌（立命館大学准教授）を委員として構成された。国際法グループの研究成果は下記のとおりである。

〔総論〕

1. 萬歳寛之

「日台関係と国際法」

〔各論〕

2. 玉田 大

「『日台民間投資取決め』の分析と今後について」

3. 石川義道

「日台間での有機同等性の相互承認をめぐる法的分析—相互承認を通じた日台貿易の未来—」

4. 瀬田 真

「日台間での領事通報制度の現状と課題—領事通報制度の人権化の文脈で—」

5. 越智 萌

「日台間での国際刑事司法共助の現状と課題」

〔総論〕

1. 「日台関係と国際法」では、各論の4つの研究成果が基礎に置く日台関係と国際法との関係性一般が論じられている。とくに、「中国」という国家の国際法的把握の特質を分断国家の観点から取り上げ、現在の日台関係は、日中共同宣言にもとづく日中関係の制約を受ける中で展開されるべきことが指摘されている。しかしながら、日中国交正常化時における交渉から、安全保障の文脈における台湾問題の取り扱いの方向性は一定程度明確にできる一方で、経済関係に関する指針を抽出することは困難であるといえる。そのため、現実の経済的課題に対して、どのように日台関係を法的に構築してきたのか、個別の経験を積み上げていくアプローチが重要であるとの考えが示されている。こうした総論的認識にもとづき、各論で個々の問題が取り上げられていくことになる。

〔各論〕

2. 「『日台民間投資取決め』の分析と今後について」では、2021年に終了期限を迎える日台投資取決めの延長の可否を判断するにあたって、本取決めの問題点と改善点が検討されている。まず、日本側は「取決め」で台湾側は「協議」とする名称の相違が示すように、文書の位置づけに関する認識の相違が存在することが示されている。今日までに、日台投資取決めを巡って実際に投資紛争が生じたというわけではないが、当該取決めは国際法・国際投資法の観点から興味深い論点を提起

しているとされる。とくに、投資仲裁付託条項について、投資仲裁付託の際には日本国政府の個別の「同意」が必要とされており、投資仲裁の機能を想定するのが困難であるため、投資仲裁の同意の問題を解消するための方策として、台湾のCPTPP加入の可能性が検討されている。

3. 「日台間での有機同等性の相互承認をめぐる法的分析—相互承認を通じた日台貿易の未来—」では、第44回「日台経済貿易会議」(2019年10月30日)において署名された「有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」を中心的素材として、有機同等性の相互承認の内容、特徴、問題点、相互承認を促した要因に関する分析がなされている。同覚書においては、相手方の評価機関が行った自らの規格との適合性評価の結果を輸入側が受け入れる一般的な相互承認とは異なり、相手方の評価機関による相手方の規格との適合性評価の結果を受け入れることを輸入する側が認めている、という点に特徴があるとされる。今後両者間で発生するであろう食品や製品の規格をめぐる対立の迅速な解消のためにも、国際試験所認定協力機構や国際認定フォーラム等の国際的な相互承認ネットワークに日台の認定機関が加入するというのも重要な戦略となりうることが指摘されている。

4. 「日台間での領事通報制度の現状と課題—領事通報制度の人権化の文脈で—」では、経済のグローバル化の進展により、日台間の関係は往来・居住においても密接になっている中で逮捕事案なども増加していることを背景に、領事通報制度の運用のあり方が検討されている。ある国の国民が外国で逮捕された場合の領事支援への権利は、領事関係条約第36条において規定されている。台湾についていえば、日本との国交がなく、そのため、日本と台湾とでは、互いの国民を逮捕した場合に、通報することを希望するか否かの確認(通報支援の情報への権利の保障)を行っていないの

が現状であり、日本の運用上も必要がないとされている。しかしながら、国際司法裁判所の判断においては、国際法の人権化の傾向が現れるようになってきており、領事通報制度を国交の有無で実施するだけでは、もはや国際法に合致しなくなる可能性があるため、個人に領事支援の情報への権利を保障していくことが、人権を尊重する国家として今後求められる姿勢であると指摘されている。

5.「日台間での国際刑事司法共助の現状と課題」では、まず、犯罪捜査や裁判における海外との共助や情報共有の必要性が高まる中、国連を中心とした越境犯罪の防止に関する諸条約等を中心として、外交ルートに寄らないより円滑な共助制度の構築が志向されてきていることが指摘される。そのうえで、こうした必要性は日台間でも認められていることを踏まえて、日台間、および日本と台湾それぞれが他の主体と締結している共助条約・協定および共助の実行について検討がなされている。日台間の共助関係における基本的かつ最大の問題は、形式的には「外交関係」がない中で、その関係を「非政府間の実務関係」と位置づけている点に起因する。というのも、共助の関係は公権力による強制力を伴う行為であり、法により厳格に規律されるべき事項であるからである。そのため、共助が、「非政府間の実務関係」の中で処理できる問題であるのかが、今後日台間での共助関係の中心的課題となることが指摘されている。

4. 結論と提言

(1) 研究成果の日台における位置づけとインパクト

これまで、日台関係に絞った国際法学のまとまった研究成果はほとんどなかったといえる。その意味で、本研究成果は、我が国における日台関係に関する国際法学の研究業績の嚆矢となるものであるといえる。また、そうした研究の最

前線を飾るのに相応しい陣容・内容であることも確かである。

日台関係を国際法の観点から取り上げる場合、外交関係のない「非政府間の実務関係」のとらえ方が鍵となる。日中共同声明上、日本国政府は、中華人民共和国政府の中国の代表性を毀損することで中台間の不安定化を招かないように日台関係を構築し運用すべき固有の制約を課されているといえる。しかしながら、各論の個々の論文でも論じられているように、一定の統治機構を有している台湾と向き合う際には、経済関係においても「主権」の問題が表出してくることになる。

日台の経済枠組みについて、日台投資取決めにおいては投資仲裁付託条項における日本国政府の同意が問題となり、また有機規格の適合性評価の受け入れにおいては輸出側の評価の輸入側による受け入れという食品安全に係る主権事項が関係してくる。また、日台の刑事協力関係について、逮捕による領事通報制度の運用においては人権の1つとされる領事支援への権利の保障を外交関係の有無の観点からのみ検討できないこと、刑事司法共助においては法律の厳格な運用が求められる分野である一方で、外交ルートによらない共助制度の構築が求められてきているため、非政府間の実務関係の位置づけに揺らぎがみえてきていることなどが明らかにされている。

こうした研究成果を通じて、日台の経済関係の進展にもとづく実態を規律する法的規制のあり方を個別にみていくと、それぞれで慎重に検討・解決すべき「主権」の問題が表出する一方で、これに対して「非政府間の実務関係」などの一般的概念の下で解決の指針を導き出すことができず、投資・相互承認・領事通報・刑事司法共助などの各分野における法解釈に照らして個別的な解決を積み重ねていく経験的アプローチの重要性を実証的に示すことができた。その意味で、日台関係を国際法の観点から検討する場合の方法論にも一定の

示唆を与えることのできる研究成果となっており、今後の研究に向けた大きなインパクトをもつものになっていると評価できる。

(2) 提言と今後の展望

外交関係のない日台関係における主権的事項に関わる問題は、とくに日中関係の文脈で微妙な政治的含意を伴うことになるので、日中共同声明にあるように中華人民共和国政府の中国の代表性を毀損しないように注意をしなければならない。そうした中で、国際経済法班の研究成果からは、投資取決めにおいてはCPTPPの活用の可能性が提言され、そして相互承認においては国際的な相互承認ネットワークといった多国間の枠組みの活用が提言されている。また、刑事司法共助においても、外交ルートに寄らない円滑な共助制度の構築が国連等の場で検討されている中で、日台の刑事司法共助も新たな視点で再構築すべきことが提言されている。これらは、日台間の経済関係や人的交流の進展という実態面からみて、法的規制が必要であるとするものの、それらの規制のための基盤を必ずしも日台の直接的二者関係ではなく、多国間枠組みや地域的協定等を通じて構築していく方法も将来的課題として検討すべきことを指摘するものである。日中共同声明上の制約と外交関係の不存在ゆえに生じる困難さを避けるための現実的な処理の方向性を示す提言であるといえる。

他方で、こうした将来的課題としての多国間枠組みの利用の可能性とは異なり、領事通報制度は

現に存在する多国間条約の履行の問題に関わっている。領事関係条約上の領事通報に係る義務の履行にあたって、これまで外交関係の不存在を理由として、我が国は台湾人の逮捕者を台湾当局に通報する必要性を必ずしも認めていなかった。しかし、現在では、通報支援の情報への権利の保障が人権法としての側面をもつことが明確になったため、日本が人権尊重を重要な価値として認める国家を標榜する以上、外交関係の有無によって条約の履行の要否を判断することはもはや許されるべきではないことが提言されている。

以上の観点からも、日台関係の実態から出てくる法的諸課題について、日台の直接的な二者関係の中での処理が困難であったり望ましくなかったりする場合、積極的に多国間枠組みのスタンダードを用いていくことが有効な方法となりうることが想定される。こうしたスタンダードを十全に利用するためにも、外交関係の有無によって義務履行の対象を区別するのではなく、多国間枠組みを国内的に実施する中で、他の国や地域と同じく、台湾ファクターも取り扱っていくという義務履行の脱政治化を図ることが安定的な日台の経済関係の構築にとって有益となるであろう。

5. 研究成果一覧

こちらは、まだ未刊行であるので、個々の研究成果の内容は、上記「3. 研究成果」を参照。研究成果は2021年度中に成文堂から出版する予定である。

日本台湾交流協会事業月間報告

主な日本台湾交流協会事業（4月実施分）

4月	内容	場所
9日、16日、30日	日本語講座（坂本日本語専門家）	高雄市（高雄市議会）
13日	日本語専門家派遣事業（坂本日本語専門家）	高雄市（実践大学）
14日	日台防災教育経験交流フォーラム（共催）	台北市（国家図書館）
14日	サプライチェーンに関するGCTFバーチャルセミナー（共催）	台北市
14日	領事出張サービス	台中市
15日	高雄日本人会木曜会 講演（加藤所長）	高雄市（和逸飯店 高雄中山館）
15日	領事出張サービス	台南市
17日	第1回日本語教育研修会（主催）	台北事務所セミナー室
19日～30日	「漫遊桃園」日台友情イラスト展（共催）	桃園市（桃園市政府）
23日	日本語専門家派遣事業（坂本日本語専門家）	高雄市（前鎮高校）
24日	日本語専門家派遣事業（坂本日本語専門家）	高雄市（前鎮高校）
27日	日本語専門家派遣事業（坂本日本語専門家）	雲林県（虎尾科技大学）
28日	日本語専門家派遣事業（坂本日本語専門家）	屏東県（屏東大学）

2021年度第1回日本語教育研修会

4月17日（土）

日本台湾交流協会台北事務所2階セミナー室



「いつもの授業を21世紀型に
～新米日本語教師のための教案作成法～」

当協会台北事務所の太原ゆか日本語専門家が、教授経験3年未満の日本語教師を対象とした日本語研修会を実施しました。

今回の研修会では、具体的な目標を設定する「学習目標」と、学生の立場に立って考える「学生目線」を基本のポイントとして、参加者の皆さんに共有しました。

「漫遊桃園」日台友情イラスト展

4月19日（月）～30日（金）

桃園市政府

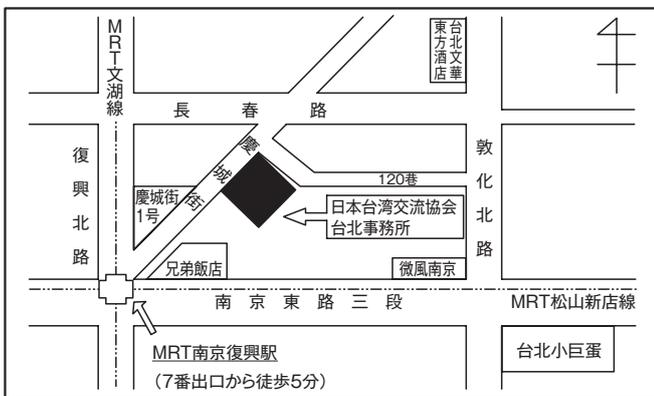
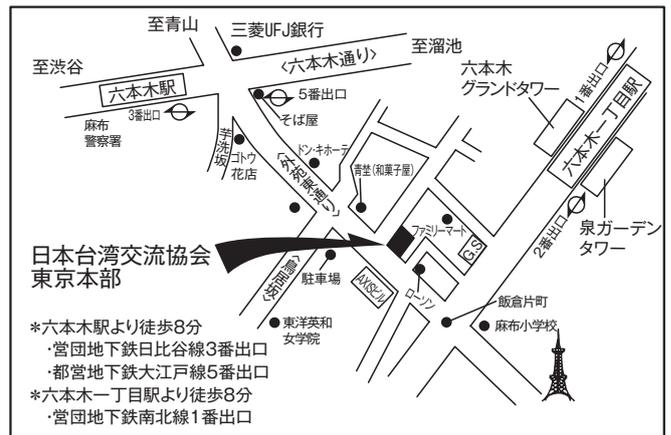


多くの著名な日本の漫画家や、日本国際漫画大賞受賞者によるイラストが展示され、漫画を通じた日台間交流が行われました。

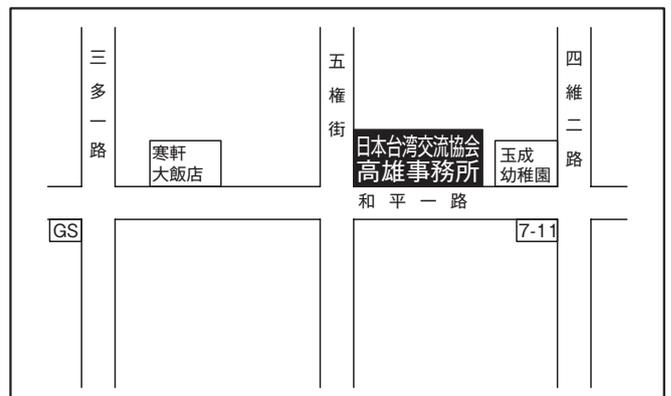
展示会に参加した泉台北事務所代表は、日台友情の意を込めて色紙にサインしました。

令和3年5月25日 発行
 編集・発行人 花木 出
 発行所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木3丁目16番33号
 青葉六本木ビル7階
 公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部
 電話 (03) 5573-2600
 F A X (03) 5573-2601
 U R L <http://www.koryu.or.jp>
 (三事務所共通)

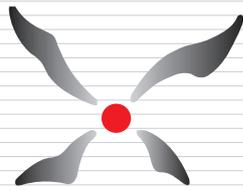
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印刷所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓
 Tong Tai Plaza, 28 Ching Cheng st., Taipei
 電話 (886) 2-2713-8000
 F A X (886) 2-2713-8787



高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路87号
 南和和平大樓9樓・10樓
 9F, 87 Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan
 電話 (886) 7-771-4008 (代)
 F A X (886) 2-771-2734



公益財団法人

日本台湾交流協会

Japan-Taiwan Exchange Association

